

仙台市

## 小児慢性特定疾病医療受給者証（裏面）の記載内容変更について

小児慢性特定疾病医療受給者証の「指定医療機関」欄の記載内容を変更しました。

令和4年度更新受給者証（有効期間R4.10.1～R5.9.30）の発行から、受給者証の指定医療機関を「各都道府県または政令指定都市で指定する小児慢性特定疾病指定医療機関」に改めます

児童福祉法に基づき各都道府県または政令指定都市で指定された指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）であれば、全国の指定医療機関で受給者証を使用することができます。

### 指定医療機関の追加申請が不要になります

令和4年10月1日以降、指定医療機関の追加を希望する場合であっても、医療機関追加の申請は不要となり、指定医療機関欄に「各都道府県または政令指定都市で指定する小児慢性特定疾病指定医療機関」と記載された受給者証をそのまま使用できます。

### ※留意事項

受給者証の使い方は今までと変わりません。

- 1、受給者証に記載された疾病及び当該疾病に付随して発生する傷病に関する医療のみが医療費助成の対象となります。
- 2、指定医療機関以外の医療機関での受診や指定医療機関以外の医療機関で発行された処方箋は医療費助成の対象になりません。
- 3、訪問看護事業所を利用する場合は、今後も更新の際に訪問看護指示書のご提出が必要です。

なお、仙台市のホームページに市内の指定医療機関の一覧を掲載しております。受診を希望する医療機関が指定医療機関に指定されているか、こちらからご確認ください。

<http://www.city.sendai.jp/kodomo-chiiki/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/teate/shite.html>



### <お問い合わせ先>

青葉区保育給付課	022-225-7211	青葉区宮城総合支所保健福祉課	022-392-2111
宮城野区保育給付課	022-291-2111	若林区保育給付課	022-282-1111
太白区保育給付課	022-247-1111	泉区保育給付課	022-372-3111

仙台市子供家庭保健課 022-214-8189